

5日前の年休確定と予備勤務者の勤務発表、就業規則違反だ！
果たして会社はこれに反論できるのか？

年休裁判東京第4回口頭弁論

年休裁判第4回口頭弁論が7月30日、東京地方裁判所で行われました。新幹線地本をはじめ、静岡地本、新幹線関西地本の仲間も駆けつけました。翌31日には、大阪地方裁判所で弁論準備（非公開）が行われました。

東京裁判において原告は、被告（会社）の準備書面（1）（2）に対する反論として、第1準備書面（含、求釈明）を提出しました（大阪でも提出しました）。会社は、第1準備書面に対して「必要に応じて反論、求釈明に応じる」と表明しました。会社がどれだけ反論できるか、大いに注目しようではありませんか。

第1準備書面の要点は以下の通りです。

被告（会社）は、十分な要員を配置していたと主張するが、それが事実ならば、なぜ年休が失効するのか？

臨時列車、臨行路は3ヶ月前から計画・設定されているにもかかわらず、予備担当乗務員の勤務は、なぜ前月の25日に発表ができないのか？また、5日前にならないと勤務や年休取得の可否が確定しないのはなぜか？

就業規則、労働協約では、前月の25日に翌月の勤務を発表することになっている。それをしないのは就業規則違反（労働協約違反）である！

東京裁判 第5回口頭弁論：10月4日13時15分より527号法廷

〃 第6回口頭弁論：12月3日13時15分より527号法廷

大阪裁判 第4回口頭弁論：10月11日10時00分より810号法廷